

令和5年度 事業計画

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

令和5年度 事業計画

I 基本方針

わが国では、急速な少子高齢化や、地域で暮らす人々のつながりの希薄化が進み、また長期にわたる新型コロナウイルス感染症による経済や社会活動への影響等もあって、社会的に孤立する人や生活困窮に陥る人が増えるなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑・多様化、深刻化している。

そうしたなかで、福祉に関わるさまざまな活動主体が連携した包括的な相談支援体制の構築や、ともに暮らし支え合う地域づくりがより一層求められており、本会は身近な地域の中で「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」を目指して、区社会福祉協議会と一体となって取組みを進めている。

令和5年度においては、第2期大阪市地域福祉活動推進計画が最終年度を迎えることから、目標の達成状況や成果、今後の展開に向けた課題を検証したうえで、関係機関・団体等の意見も得ながら、第3期大阪市地域福祉活動推進計画（令和6年度～8年度）を策定する。

また、孤立を防ぎ住民同士が支え合う地域づくりや、高齢者・生活困窮者等の暮らしを支える包括的な相談支援体制の充実など、区社会福祉協議会の取組みへの支援を強化し、社協として地域支援と個別支援の機能を総合的に発揮していく。

あわせて、福祉に関わる情報発信及び専門的人材の養成、ボランティア・市民活動の推進、成年後見制度等の権利擁護、地域こども支援ネットワーク事業など、本会が担っている取組みについても、より効果的に実施できるよう充実していく。

さらに、安定的・継続的な事業展開に向け、職員の確保・育成・定着の方策や、本会及び区社会福祉協議会の法人運営機能の強化など、組織経営基盤の構築を図っていく。

今後も、地域福祉推進の中核的役割を担う団体として、地域で暮らす人々の信頼に応えていくため、各区社会福祉協議会をはじめ地域住民、行政、社会福祉関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと連携を密にし、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層推進する。

Ⅱ 令和５年度事業

１ 持続可能で自律した組織基盤の強化

（１）人材の確保・育成・定着

法人就職説明会や大学等への出張説明会で社協の仕事の魅力を発信し、対外的にアピールする等、安定的・継続的な事業運営に必要な人材確保に向けた取組みを積極的に進める。

また、専門職としてのスキルを向上させ、地域福祉の推進に資する人材を養成する職種別研修を実施するほか、次代を担う職員を育成するため、若手職員に注力した研修を推進する。

（２）財政基盤の強化

本会の収入の大半を占める交付金・委託料は、経営上の重要な財政基盤であることから適切な執行に向け、予算管理を徹底し効果的・効率的に事業を推進するとともに、顧問税理士法人の会計支援のもと、社会福祉法人会計基準に則った適正な会計処理や、会計監査人の監査による適切な財務情報の公開など財政面の透明性を高める。

また、市民や団体から寄せられる寄附についても、本会の活動を支える貴重な財源であることから、本会の事業活動を周知し、賛同を得ることで、広く寄附を募ることに努める。

（３）法人運営機能の強化

働き方改革による労働関連法令の相次ぐ改正など、雇用を取り巻く環境変化をふまえ、多様化する働き方に合わせた雇用形態に対応するため、給与・人事システムを再構築する。

あわせて、給与・人事に係る業務フローを点検し、事務の一層の効率化を図る。

（４）組織の透明性と信頼性の確保

本会は公共性が極めて高い団体として、市民等からの信頼に応えるため、法令遵守はもとより、説明責任を果たす必要があることから、研修等の機会や内部統制の仕組みを通じて、職員一人ひとりにコンプライアンス意識の醸成と定着を図る。

（５）広報・情報発信の強化

本会の認知度を向上させ、誰もが容易に必要な情報を得ることができるよう、ホ

ームページを全面的にリニューアルする。リニューアルにあたっては、就職希望者向けに魅力ある職員採用ページを作成するほか、災害発生時にスムーズな情報発信を可能とするページの作成についても検討する。

また、本会及び区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）が担っている役割・活動内容・実績について、多くの市民・団体等によりわかりやすく案内するため、本会及び区社協活動の紹介冊子を改訂する。

さらに、社会福祉に功績のあった方々や団体に対し功績をたたえとともに、地域福祉推進に向けた連携・協働を促進するため、大阪市社会福祉大会を開催する。

（６）区社協への法人運営強化に向けた支援

区社協における総務・経理等の法人運営機能を強化するため、引き続き研修会の開催や実務手引書の完成・更新に取り組む。

また、今年度から実施される消費税に係るインボイス制度や令和６年の社会保険適用拡大に向けた情報提供及び実務支援を行う。

さらに、各区社協の状況把握や、顧問税理士法人による会計支援を引き続き実施し、法人運営に関わる課題をふまえながら区社協会計事務の平準化に努める。

２ 第２期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進及び次期計画の策定に向けた取組み

第２期大阪市地域福祉活動推進計画に基づき、本会及び区社協が策定している推進方針の取組みを着実に推進するとともに、３か年計画の最終年度として、目標の達成状況や成果、今後の展開に向けた課題について検証・総括し、次期計画につないでいく。

社会情勢や地域住民の生活課題、地域福祉活動の状況の変化等もふまえ、行政とも連携し、地域福祉に関わる活動者や区社協職員等の意見を得ながら、第３期大阪市地域福祉活動推進計画を策定する。

３ 地域共生社会の実現に向け地域福祉の推進基盤を担う区社協への支援強化

地域社会のなかで住民の孤立や生活困窮が広がり、単独の相談窓口では対応が難しい課題が増加している。地域共生社会の実現に向けた施策動向をふまえ、各区社

協が身近な地域での助け合い・支え合いの充実をめざす地域支援と、あらゆる相談を受け止め、多様な関係者とともに地域での暮らしを支える個別支援の両面の機能を最大限発揮し、区の特性に応じた事業展開ができるよう支援を強化する。

(1) 事業横断的な取組みの推進

- ア 第2期 大阪市地域福祉活動推進計画を受け、区社協が策定している「推進方針」に基づく取組みの状況把握と推進に向けた助言・調整
- イ 地域支援・生活支援・相談支援各グループ管理者会や複数事業合同による研修・情報交換会等を通じた事業間連携の強化

(2) 地域づくりの推進

- ア 地域アセスメントに係る業務システムや地域支援の評価様式、本会作成の職員向けテキスト「地域支援の参考書」等を活用した地域支援実践の強化
- イ 見守り活動の周知や各区見守り相談室と地域の見守り活動者との連携強化など、各区・地域における見守り活動の推進に係る支援
- ウ 生活支援体制整備事業の2層体制におけるコーディネーターの育成及び事業推進の強化並びに各区社協の取組みの可視化・発信の強化

(3) 包括的な相談支援体制の充実

- ア さまざまな困りごとや複合的な課題を抱えた方、ケアラー支援も含めた包括的な相談支援体制の充実及び行政・関係機関・地域・民間団体等との連携推進
- イ 生活福祉資金貸付事業・生活困窮者自立相談支援事業等を通じて明らかになった生活困窮の諸課題に対する対応力の強化
- ウ 本会作成の「見守り相談室のCSWガイドライン」に基づくアウトリーチによる専門的な個別支援の推進
- エ 地域包括ケアの推進に向けた総合相談や地域ケア会議等を軸とした地域包括支援センター事業の運営支援

4 多様な主体・資源がつながる地域福祉活動の推進

(1) 地域におけるつながりづくりの継続・推進

新型コロナウイルス感染拡大のもとでも、つながりを絶やさないよう、本会が積み重ねてきたICTツールの活用促進や、地域福祉活動に関する実態把握・情報発

信を継続・発展させ、ウィズコロナに対応した地域でのつながりづくりを支援する。

また、地域福祉活動の推進に向けた機運を高めるため、市民・関係者等の実践を共有・発信する「地域福祉シンポジウム」を開催する。

(2) 認知症への理解を深める取組みの普及・啓発

地域全体で認知症を理解し、認知症の人やその家族を支える基盤として、良き理解者、応援する人としての「認知症サポーター」の養成講座開催に係る支援、認知症サポーター養成講座の講師役を担うキャラバン・メイトの養成、フォローアップ及び組織化の支援、地域で活動する「オレンジサポーター」を育成する研修（ステップアップ研修）の実施、認知症の人にやさしい取組みをしている企業・団体の証である「オレンジパートナー」の登録勧奨に係る支援のほか、認知症地域支援コーディネーター連絡会の開催、認知症カフェ運営に係る後方支援等を通じて、認知症の人にやさしい地域づくりに取り組む。

(3) 多様なボランティア・市民活動の推進・発信

大阪市ボランティア・市民活動センターでは、新たな担い手の参加やSDGsの推進に向けて、ホームページや情報誌「COMVO」などを活用して、ボランティア活動や社会貢献活動を始めるきっかけとなるような情報を掲載・発信する。

また、ウィズコロナのもとでの各活動団体の活動状況やニーズや課題を把握し、各区ボランティア・市民活動センターと共有し、団体の活動継続や推進に向けた支援を検討していくことで、区ボランティア・市民活動センターの運営や取組みを推進する。

(4) 地域こども支援ネットワーク事業の推進

核家族、共働き、ひとり親世帯、親族の介護が必要な世帯など、さまざまな環境下にあるこどもたちにとって、こども食堂・学習支援などのこどもの居場所活動が有効な取組みとなるよう、新規の活動の立上げ及び活動継続支援を行うとともに、寄附物品や体験活動の場の提供など、多様な企業・団体による協力・支援の拡大を働きかける。

また、全区においてこどもの居場所活動団体連絡会や交流の場を設け、各区社協及び活動の応援者である企業・団体との連携強化及び関係構築を図る。

(5) 大阪市ボランティア活動振興基金や助成金、寄附金を活用した民間活動への支援

ア 大阪市ボランティア活動振興基金助成の実施

大阪市内における地域のさまざまな福祉課題の解決や、地域福祉の向上・推進に寄与する福祉ボランティア活動の充実を目的に、大阪市ボランティア活動振興基金を活用した助成金交付事業を実施する。

また、助成金交付団体が持続可能な団体となるよう、自立の支援や区社協との連携を強化する。

イ 善意銀行の運営

福祉を支える寄附文化の醸成にもつながるよう、善意銀行の内容や活用実績についてホームページなどで積極的に発信し、善意の預託を募る。市民・団体・企業からの善意の預託（金品・物品）は、地域でのつながりづくりや生活困窮者への支援をはじめ、社会福祉施設・団体、関係機関などへ払い出し、地域福祉の推進につなげる。

ウ 共同募金を活用した地域福祉活動への助成

地域住民やボランティア団体、NPOなどが主体となり、さまざまな人が集える居場所・交流の場が創設・継続されるよう、助成事業を実施する。

(6) 介護予防ポイント事業の実施

65歳以上の高齢者の生きがいや社会参加、介護予防を目的として、介護保険施設での介護支援活動、保育所や認定こども園での保育支援活動などに対してポイントを付与し、換金や寄附ができる事業内容や活動者の声をホームページ及び定期刊行している「ポイントリレー通信」を通じて積極的に情報発信し、活動登録者の増加と登録受入施設（介護保険施設・保育所）の拡大に努める。

また、活動募集状況の確認やポイントの換金手続きができるスマートフォンアプリについて、活動登録者に利用拡充を働きかける。

5 地域福祉を支える人材確保及び育成強化

大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に地域活動の担い手の養成と福祉専門職の確保・育成・定着を推進するとともに、すべての住民が福祉への理解を深め、とくにこどもたちが福祉を身近に感じ、

ボランティア活動や福祉の仕事に関心を持つよう、福祉教育を推進する。

(1) 福祉に関心を持つ人を広げるための啓発・情報発信の推進

本会の広報誌やホームページ等を通じて、地域福祉活動に関わるさまざまな取り組みを発信し、多様な形で福祉に関わる人・団体の輪を広げる。

また、社会福祉法人・福祉施設などの福祉専門職や社会福祉に関心のある市民に向けた魅力ある情報を発信する。

ア 情報誌「ウエルおおさか」やホームページを活用した福祉従事者及び市民に向けた地域福祉やボランティア市民活動に関する情報発信

イ 図書・資料閲覧室の運営及び展示コーナーでの企画展示

(2) 福祉教育の充実

市内における福祉教育に関する状況や課題を把握し、全国福祉教育推進員研修を受講した職員を中心として、福祉教育推進に向けて参考となるプログラムを作成し、各区社協と共有する。

また、各区社協が、学校や地域、社会福祉法人・福祉施設などと連携し、多様な関係者の協働による福祉教育プログラムを検討し、学校、企業、市民など担い手育成に向けた福祉教育の取り組みを支援する。

(3) 地域福祉活動の担い手育成

大阪市ボランティア・市民活動センターにおいて、地域福祉やボランティア・市民活動に関心のある市民に対して、ニーズに応じた情報の提供や発信、コーディネートを行うとともに、多様な団体が主催するボランティア養成講座に講師として参画し、活動のやりがいや楽しさ、留意点を伝えるなど啓発活動を推進する。

また、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、住民主体による地域福祉活動の推進を目的とした地域福祉活動者向け講座を実施する。

(4) 福祉専門職の確保・育成・定着

学生等を対象として、本会と社会福祉施設とのネットワークを活かして、さまざまな分野における福祉の仕事の実情や職員の声を伝えるなど、福祉の仕事への関心を高めることを目的に「社会福祉施設と学生の懇談会」を開催するとともに、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、社会福祉を支える人材養成のための多様な研修や実習を実施する。

また、福祉・介護分野での人材不足が深刻な状況をふまえ、福祉・介護とのつながりが希薄な層を対象に、担い手の拡充に向けた啓発や外国人介護人材をはじめとする福祉・介護人材の確保に取り組む福祉施設・事業所を支援する研修を実施するほか、人材確保と育成・定着を支援するため、大阪市福祉人材養成連絡協議会において効果的な方策を引き続き検討する。

- ア 社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修の実施
- イ 社会福祉施設、事業者への人材の確保・育成・定着支援に向けた研修の実施及び人材育成などに関する相談対応と情報提供
- ウ 社会福祉に関する調査研究
- エ アシスタントワーカー導入等における福祉・介護人材支援事業の実施
- オ 福祉職員のためのメンタルヘルス相談及び出張研修の実施

6 暮らしの相談支援の充実

(1) 地域包括支援センター連絡調整事業

市内66カ所の地域包括支援センター（認知症強化型地域包括支援センター、総合相談窓口（ブランチ）含む）の機能強化、運営の平準化に向け、地域包括支援センター職員研修（基礎・発展・管理者・ブランチ）の企画・実施、事業運営に必要な情報の提供・共有、課題解決に向けた意見交換等を行う地域包括支援センター管理者会の開催（毎月）のほか、地域包括ケアの推進に向けた地域支援事業の連携、業務別マニュアルの作成・改訂等を実施する。併せて、介護家族の会連絡会の事務局運営、家族介護者研修会を開催する。

(2) 生活福祉資金貸付事務事業

相談窓口である各区社協に対し、全国社会福祉協議会や大阪府社会福祉協議会（以下、「府社協」という。）から入手した事業運営に係る情報などを適宜提供するとともに、各区の対応状況を把握し、課題があれば府社協と調整するなど、各区で貸付事業が円滑に実施できるよう支援する。

また、新型コロナウイルス感染症特例貸付の償還開始に伴い、令和4年12月から実施している特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について、府社協と調整

のうえ、返還が困難な方への猶予申請や生活再建に係る相談などを区社協において円滑に実施できるよう支援する。

(3) おおさか介護サービス相談センター

介護保険サービスの質の向上に資するため、介護保険サービス利用者やその家族、サービス提供事業者からの相談・苦情に対し、中立的な立場から、電話や来所などによる一般相談を行うとともに、福祉・保健・医療・法律分野の専門相談を通じて、話し合いによる迅速な問題の解決を図る。

また、利用者への継続的かつ円滑な介護サービスの提供に寄与するため、新たに介護現場におけるハラスメントに関する専門相談にも取り組む。

さらに、地域における円滑な高齢者支援の充実に向け、地域福祉活動に関わる市民向けの介護相談研修を開催する。

(4) 休日夜間福祉電話相談事業

相談支援機関の窓口が閉まっている休日夜間に、障がい者・高齢者の福祉に関する電話相談に応じ、関係機関などの情報を提供する。

また、「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業実施の手引き」に基づき、障がい者、高齢者の虐待通報、緊急一時保護の連絡窓口として、関係機関との連絡調整を行う。

(5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭の自立支援の一環として、就職に有利な資格取得を目指して、養成機関に在学している、ひとり親家庭の親に対する入学準備金の貸付け及び債権管理を行う。

7 暮らしの安心を支える権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度や「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）」を活用し、権利擁護や自立支援を推進する。

(1) あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の推進

判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を営むことができるよう、意思決定支援の理念を基本に、真に必要な市民に対し迅速に契約締結し、福祉サービ

スの利用援助、日常の金銭管理を実施する。

職員のスキルアップのため、研修会や連絡会を通じて、事業推進に必要な諸制度の理解促進を図るとともに、相談から新規契約への対応の迅速化など、業務の標準化・効率化に向け、業務マニュアルを活用し、職員に周知徹底する。

また、適正な事業実施に向け、前年度に引き続き、契約全件の実地調査を行い、内部統制の強化を図る。

(2) 成年後見支援センター事業の推進

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、成年後見制度の認知度向上やさらなる利用促進のため、広報・啓発活動を充実するとともに、制度を必要としている人や家族等への相談機能を強化し、適切な利用につなげる。

また、権利擁護の担い手であり、地域福祉の担い手でもある市民後見人の活動を広げていくため、養成・活動支援に向けた取組みを一層推進する。

ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会の運営

- ・点検・評価部会及び各種部会の定期開催
- ・協議会総会の開催

イ 成年後見制度の広報・啓発及び相談

- ・協議会構成団体及び大阪市市民後見人連絡協議会との連携による効果的な広報活動の展開
- ・成年後見制度の利用を必要とする本人やその家族・支援者からの相談対応

ウ 市民後見人の養成・活動支援

- ・参加者の利便性を考慮した市民後見人養成講座の開催
- ・市民後見人バンク登録者への研修や受任者への活動支援
- ・市民後見人活動の普及・啓発のための実践事例の収集及び発信
- ・市民後見人バンク登録者に対する地域活動に関する情報提供

エ 相談支援機関の後方支援

- ・相談支援機関が形成する本人を中心とした「チーム」を支援するための専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）派遣
- ・成年後見制度の利用支援に関する研修会の実施

オ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への円滑

な移行支援

カ 専門職団体との連携・協力による親族後見人相談会の実施

キ 成年後見制度の利用促進全般に関する関係機関との連携

ク 法人後見相談会の実施

8 災害に備えた平時からの取組みの推進

大規模災害発生時に、社会福祉協議会としてその使命を果たし、市民の生活復旧に向けて迅速かつ的確に支援できるよう、平時から職員の育成や組織体制の強化に努めるほか、それぞれの取組みを互いに作用させ、災害への備えを効果的に進める。

(1) 災害対策の迅速・的確な実施及び社協機能の継続

災害時にも迅速かつ的確に対応し、社協機能が継続できるよう、事業継続計画（BCP）に業務継続の優先度や考え方を整理し、内容を更新するとともに、大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルについても見直し、職員への周知を図る。更新した計画やマニュアルは訓練等の機会を確認し、適時改善を図る。

また、速やかな初動対応につなげるため、システムを活用した備蓄物品の管理と計画的な必要物品の購入を進めるほか、災害時における職員の安否確認や被災状況の把握等に有効となるICTツールの活用についても検討する。

(2) 職員の災害時における対応力向上

いざという時に職員自身が主体的に行動できるよう、BCPやマニュアルに基づいた災害対策本部設置訓練などを継続実施するとともに、各区社協における災害対応訓練や災害ボランティア養成等の取組みを支援する。

また、職員の資質向上に向け、大阪市災害ボランティアセンター運営者研修や近畿ブロック社協災害支援研修などを計画的に受講する。

(3) 関係団体との連携強化

おおさか災害支援ネットワーク（OSN）の事務局を他団体と共同で担い、関係団体との連携強化に向けた定例会などを開催するとともに、災害時のボランティア活動支援に関する協定を締結しているライオンズクラブをはじめとする各団体と本会及び区社協との顔の見える協力関係を構築する。

9 介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施

対象者一人ひとりの個別性や人権に配慮しながら、公募選定により受託した19区の要介護認定調査事業及び15区の障がい支援区分認定調査事業について、業務を円滑に遂行するよう進捗管理を徹底する。

中立・公平な調査実施に向け、調査業務に従事する職員には、介護保険及び障がい福祉制度に対する理解を深める研修や判断基準の統一化の徹底など、資質向上を図る。

10 福祉関係機関・団体との連携と協働

(1) 大阪市民生委員児童委員協議会との連携

社会構造や人びとの暮らしが変化し、生活困窮、引きこもりや虐待への対応、ケアラー支援など住民の生活課題が多様化、複雑化する中、地域の身近な相談相手として活動する民生委員・児童委員の役割はますます重要とされている。令和4年12月の一斉改選を経て、新体制となった大阪市民生委員児童委員協議会との連携を深め、地域福祉の推進に向けた協働を進める。

(2) 大阪府共同募金会との連携

赤い羽根共同募金の助成金をもとに、こどもの居場所づくりをはじめとしたさまざまな地域福祉活動を一層推進する。

また、地域福祉推進活動の財源となる街頭募金活動に、本会職員も積極的に参画するとともに、地域の支え合い運動の一環として活用されていることを広報誌やホームページに掲載し、大阪府共同募金会活動に協力する。

(3) 大阪市社会事業施設協議会、区社会福祉施設連絡会の活動支援と連携強化

大阪市社会事業施設協議会（児童・保育・高齢・生活保護・地域・障がいの6つの種別団体により構成）の事務局として、市内の社会福祉施設による公益的な取り組みの推進、福祉の仕事を志す人を広げる・つなげるための情報発信などを支援する。

各区社協が事務局を担う区社会福祉施設連絡会と協働するとともに、連絡会のネットワークを活かした活動の仕組みづくりや、区社協と社会福祉施設の連携促進に向けて支援する。

(4) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会への支援・協働

市域の社会福祉施設が人権意識を高め、施設運営を通じて人権活動の積極的な推進を図ることを目的に設置されている大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会と共催で、施設職員を対象とした人権研修を実施する。

(5) 令和5年度近畿ブロック府県・指定都市社会福祉協議会地域福祉・ボランティア担当部・課・所長会議の開催

輪番制により本会が事務局となり、近畿ブロックでの地域福祉に係る共通する事業や新たな取組みについて共有し、さらなる事業の推進や展開につなげることを目的に開催する。